

人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・労働生産性向上訓練
- ・若年人材育成訓練
- ・熟練技能育成・承継訓練
- ・認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・一般職業訓練
- ・有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成

・認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

・有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、雇用形態を問わず訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は10時間以上に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者としました。

- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、マナビDX(※)に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。

(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX: <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更（各コース共通）

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めていたコースがありましたが、令和5年度より、訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」を提出する方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。
その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

II-1 人材育成支援コースとは

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

① 人材育成訓練

→職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練

OFF-JT
(OFF the Job Training)
により行われる訓練

事業活動と切り離して座学などにより行う訓練で、事業内訓練または事業外訓練で計画する必要があります。

⇒詳細はP.22へ

② 認定実習併用職業訓練

→厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練

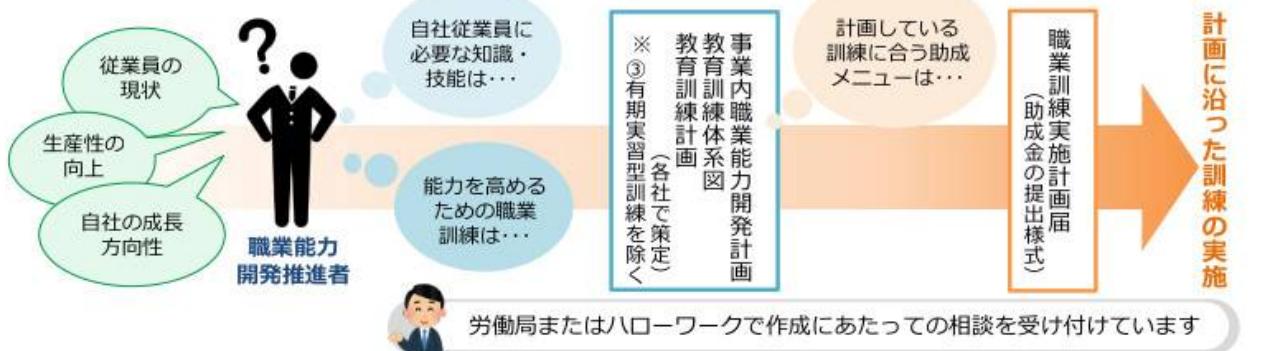
③ 有期実習型訓練

→有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換するための訓練

OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練

②は、実習併用職業訓練として厚生労働大臣の認定を事前に受けている必要があります。

⇒詳細はP.32へ



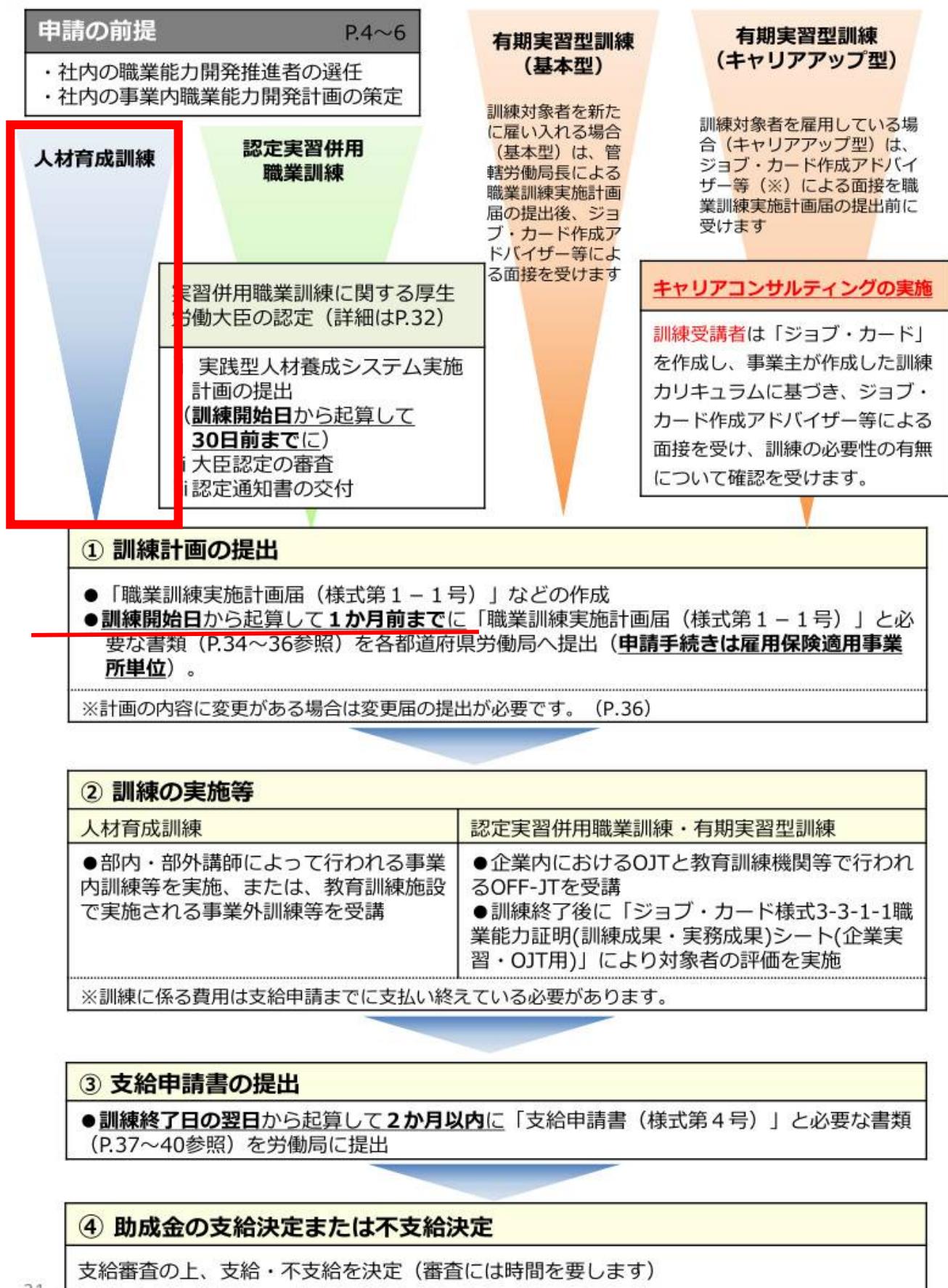
① 人材育成訓練

職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を事業主もしくは事業主団体等が実施する場合の助成メニューです。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主における被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none">● OFF-JTにより実施される訓練であること（事業内訓練または事業外訓練）● 実訓練時間数が10時間以上であること

上記に該当する訓練であっても、P.25の助成対象とならない実施目的・実施方法となる内容が含まれる場合は、それらの時間数を除いた実訓練時間数が10時間以上必要です。

IV-1 手続きの流れ



III-2 支給限度額

① 経費助成限度額(1人当たり)

1人1職業訓練実施計画届あたりのOFF-JTにかかる経費助成の限度額は、実訓練時間数に応じて下表のとおりです。

支給対象となる訓練	企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
人材育成支援コース※1※2	・中小企業事業主 ・事業主団体等	15万円	30万円	50万円
	・中小企業以外の事業主	10万円	20万円	30万円

※1 専門実践教育訓練の指定講座の訓練については、一律「200時間以上」の区分となります。

※2 eラーニング及び通信制による訓練等（標準学習時間が定められているものは除く。）については、一律「10時間以上100時間未満」の区分となります。

※3 認定実習併用職業訓練及び有期実習型訓練において、付加的にeラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等を実施する場合、当該訓練等の部分については、一律「10時間以上100時間未満」の区分となり、厚生労働大臣の認定を受けて行う訓練部分（認定実習併用職業訓練部分）については、実訓練時間数に応じた区分となります。

② 賃金助成限度額(1人1訓練当たり)

1,200時間が限度時間となります。

ただし、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間となります。

③ 支給に関する制限

●訓練等受講回数の制限

助成対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき1年度※1で、3回まで※です。

※1 支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで

※2 有期実習型訓練は同一の事業主が同一の労働者に対して1回までです。

※3 認定実習併用職業訓練及び有期実習型訓練において、付加的にeラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等を実施する場合は、認定を受けた訓練と内容に連続性があり一連のものである場合には、一人の人材育成支援コースとして取り扱い、受講回数も1回でカウントします。

●1事業所・1事業主団体等の支給額の制限

1事業所または1事業主団体等が1年度※1に受給できる助成額は、1,000万円※2が限度額となります。

※1 支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで

※2 各コースの助成額を合計した限度額です。賃金要件又は資格等手当要件達成による割増し分の追加申請や、1事業主が単独で申請した他に共同事業主として申請する場合も含めて、各限度額を適用します。

III-1 助成額・助成率

コースごとの助成額・助成率は次の表のとおりです。

() 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)	OJT実施助成 (1人1コース当たり)	
			賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合※1			賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合※1
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	—	—
	有期契約労働者等の場合	60%	+15%		—	—
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合※2	70%	+30%		—	—
認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)	+200円 (+100円)	20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
有期実習型訓練	有期契約労働者等の場合	60%	+15%		10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換等した場合※2	70%	+30%			

※1 賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合とは

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金または資格等手当を支払った日の翌日から起算して5か月以内に割増し分の支給申請をした場合に、当該割増し分を追加で支給します。

→ 詳細はP.30へ

※2 正規雇用労働者等への転換とは、①有期契約労働者等について、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員への転換措置 ②有期契約労働者の無期契約労働者への転換措置のうちいずれかの措置を講じた場合をいいます。

※ 同一の事由（同一の訓練受講、経費、賃金等）に係る助成制度を複数利用する場合、併給できない場合があります。
詳細はそれぞれの助成制度を所管する都道府県労働局・自治体・団体などにお問い合わせください。

※ 事業主団体等の場合は経費助成（45%（雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合）または60%（有期契約労働者等の場合））のみとなり、賃金要件又は資格等手当要件や賃金助成はありません。また、受講料収入がある場合は経費から差し引いた額を助成対象経費とします。

※ eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。

II-2 支給対象事業主等

人材開発支援助成金を受給できるのは、次の①事業主または②事業主団体等です。

① 対象となる事業主

①-1 人材育成訓練・認定実習併用職業訓練

被保険者（有期契約労働者等を除く。）を対象とする訓練の場合

1	雇用保険適用事業所の事業主であること。
2	労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画を作成し、その計画を労働者に周知していること。
3	当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画届を作成し、その計画を被保険者（有期契約労働者等を除く。）に周知していること。
4	職業能力開発推進者を選任していること。
5	職業訓練実施計画届に基づき、その雇用する被保険者（有期契約労働者等を除く。）に訓練を受けさせること。
6	職業訓練実施計画届（様式第1-1号）の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該計画を実施した事業所において、雇用する被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものであること。
7	職業訓練実施計画届（様式第1-1号）を提出した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」といいます。）となる離職理由のうち離職区分1Aまたは3Aに区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における支給申請書提出日における被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であること。
8	従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も、当該従業員に対して賃金を適正に支払っていること。 ※ 職業訓練等の実施期間中、所定労働時間外及び休日に職業訓練等を行った場合は、時間外手当や休日手当などの割増賃金を含む賃金を適正に支払う必要があります。 ※ eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等を実施する場合であっても、支給対象訓練は業務上義務付けられ、労働時間に該当するものとなるため、当該訓練中に賃金を支払うことが必要となります。 ※ 育児休業中の者に対する訓練の場合を除きます。 ※ 最低賃金法第7条の規定による最低賃金の減額の特例を適用する場合は、通常の賃金の額を支払う事業主にあたりません。
9	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存している事業主であること。
10	助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局長の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
11	雇用する労働者に対して定期的なキャリアコンサルティングを実施することについて、労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画で定めていること。 ・労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画のいずれかに、「定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保」について対象時期を明記して定めていることが必要です（「〇年ごと」等）。 職業訓練実施計画届の提出の際に、上記が確認できる書類をご提出ください。 ・キャリアコンサルティングを実施する者は国家資格を有しているキャリアコンサルタントに限りません（労務・人事担当部課長などでも可）。また、キャリアコンサルティングについての経費は事業主が全額を負担する必要があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就業規則での規定例</div> <div style="background-color: #fce4ec; border: 1px solid #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"><p>(キャリアコンサルティングの機会の確保)</p><p>○条 会社は、労働者に対してキャリアコンサルティングを入社から3年ごとに行う。</p><p>2 キャリアコンサルティングを受けるために必要な経費は、会社が全額負担する。</p></div>

17 ※ 認定実習併用職業訓練のOJTをオンラインで実施する事業主については、上記に加えて、在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入し、当該制度を労働協約又は就業規則で定めていることが必要です。

□ 都道府県労働局一覧

労働局	担当課	電話番号	労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター6階	011(788)9070	滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
青森労働局	職業対策課	017(721)2003	京都労働局	助成金センター	075(241)3269
岩手労働局	職業対策課分室（助成金相談コーナー）	019(606)3285	大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063	兵庫労働局	職業対策課（ハローワーク助成金デスク）	078(221)5440
秋田労働局	訓練課	018(883)0006	奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
山形労働局	訓練課	023(626)6106	和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
福島労働局	職業対策課	024(529)5409	鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
茨城労働局	職業対策課	029(224)6219	島根労働局	訓練課（人材育成訓練、認定実習併用職業訓練）助成金相談センター（有期実習型訓練）	0852(20)7028 0852(20)7029
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263	岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008	広島労働局	職業対策課	082(502)7832
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217	山口労働局	職業対策課	083(995)0383
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678	徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(6894)7072	香川労働局	助成金センター	087(823)0505
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801	愛媛労働局	職業対策課分室（助成金センター）	089(987)6370
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181	高知労働局	訓練課	088(888)6600
富山労働局	助成金センター	076(432)9172	福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
石川労働局	職業対策課	076(265)4428	佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683	熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
山梨労働局	訓練課	055(225)2861	宮崎労働局	助成金センター（ハローワークプラザ宮崎内）	0985(62)3125
長野労働局	訓練課	026(226)0862	鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650	沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970			
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758			
三重労働局	職業対策課	059(226)2111			

※ 対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



人材開発支援助成金を電子申請しませんか？

人材開発支援助成金は、2023(令和5)年6月から、雇用関係助成金ポータルでの電子申請が可能となりました。

- ・社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。
- ・紙の申請も引き続きご利用いただけます。
- ・電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です。

GビズIDの
取得・申請は[こちら](#)



人材開発支援助成金の電子申請は[こちら](#)
<https://www.esop.mhlw.go.jp/>

雇用関係助成金ポータル

検索

このパンフレットの内容は令和5年6月26日現在のものです。